

大学独自の授業料減免制度における採用基準等について

経済的理由などやむを得ない事情により授業料の納入が著しく困難な学生のうち、以下の要件を満たす学生は、申請により授業料が減免される場合があります。減免認定は 1年に1回のみで、世帯の収入状況により 年間授業料の1/2額あるいは年間授業料の1/3額が減免されます。ただし、生活保護を受けている世帯の学生及び災害などで被害を受けた世帯の学生は、2回申請（各期に申請が必要）ができます。

1 対象者

「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料等減免）」の申請要件*を満たさない者。（主に、大学院生・留学生等）

ただし、留学生は、第2期のみ申請可能なため、今回は対象外。

※ 学業成績や、家計の経済状況等の採用基準ではありません。

2 採用基準

《学業成績等に係る基準》

◎ 学部・学群生 以下の学業成績要件を満たす者

入学後の年数	学業成績等に係る基準	
入学後1年を経過していない学部・学群生	<u>＜在留資格が「留学」以外の者＞</u> 右のア～ウのいずれかに該当すること。	ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。 イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者 ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること。
	<u>＜在留資格が「留学」の者＞</u> 右のア～エのいずれかに該当すること。	エ 第1期の修得単位数が標準単位数*を超えていること。
入学後1年以上を経過した学部・学群生	次のア、イのいずれかに該当すること。ただし、休学以外の理由で留年したことがある者は採用されません。 ア 前年度末時点の累積 GPA が在学する学科等における上位1/2の範囲に属しており、かつ、修得単位数が標準単位数*の6割を超えていること。 イ 前年度末時点の修得単位数が標準単位数*以上であり、かつ、将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。	

* 標準単位数＝卒業に必要な単位数÷修業年限×在学年数（小数点以下切り上げ）

◎ 大学院生 修業年限を超えていない者

《家計の経済状況に関する基準》

下記①～②のいずれかに該当する者

- ① 文部科学省令に定める家計基準と同等に、授業料の納入が困難と認められる学生。
- ② 申請前1年以内に天災地変その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった学生。